主な保全措置としては、コガタノゲンゴロウについては、止水環境周辺への工事用道路及び施工ヤードの設置の回避並びに工事中に改変区域内等で確認された場合は工事区域外への移動を講ずることとしている。また、ヤマトシマドジョウ及びマシジミについては、工事に伴う汚濁水流出防止のため、沈砂池等の設置を講ずることとしている。さらに、ヤマコンニャクについては、樹林内の乾燥化を抑制するため、工事用道路及び施工ヤードの設置の回避を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、いずれも鹿児島県教育委員会より、発掘調査を必要としないとの回答を得ている。なお、工事期間中に埋蔵文化財が発見された場合は、鹿児島県教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道の災害危険箇所及び線形不良箇所等を回避するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路をバイパス方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請のあった南側ルート案（以下「申請案」という。）と、北側ルート案、中間ルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案と比較すると、取得面積は中位であるものの、宅地面積及び支障物件が最も少ないこと、土工バランスが最も優れ、橋梁等構造物の延長も最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は幾度となく自然災害による通行止めが発生しているほか、道路構造令に定める車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない箇所が存在することから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、さつま町長を会長とする北薩空港幹線道路整備促進期成会から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県薩摩郡さつま町役場

国会事項

衆議院

請願処理経過報告書受領

五月三十一日内閣から次の報告書を受領した。

第百九十二回国会衆議院において採択された請願の処理経過

議事日程

六月一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十四号

平成二十九年六月一日（木曜日）

午後一時開議

第一　住宅宿泊事業法案（内閣提出）

第二　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

第三　衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議事日程　第二十九号

平成二十九年五月三十一日（水曜日）

午前十時　本会議

第一　国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

議案付託

五月三十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

内閣委員会に付託

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

農林水産委員会に付託

請願処理経過報告書受領

五月三十一日内閣から次の報告書を受領した。

第百九十二回国会参議院において採択された請願の処理経過

報告書提出

五月三十一日調査会長から次の報告書を提出した。

国際経済・外交に関する調査報告書（中間報告）

国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）

原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書（中間報告）

人事異動

内閣

（東京地方裁判所判事（簡易裁判所判事）判事補・東京簡易裁判所判事兼簡易裁判所判事）　水野　峻志

（東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）　寺戸　憲司

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（五月三十一日）

内閣府

（大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当））　松本　英三

事務官

任期の満了により平成二十九年五月三十一日限り退職した（五月三十一日）

法務省

○定年退官

津区検察庁副検事中村正一は、検察庁法第二十二条の規定により五月三十一日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、セルビア国大統領アレクサンダル・ブチッチ閣下の大統領就任につき、五月三十一日御祝電を発せられた。